



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本高周波鋼業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 河瀬 昌博
 (コード番号 5476 東証第 1 部)
 問合せ先 総務部長 小林 和昭
 (TEL. 03-5687-6023)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第 92 回定時株主総会議案「株式併合の件」による当社発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合を考慮し、発行可能株式総数を現在の 2 億 4000 万株から 2,400 万株とするため、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株とするため、定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 本定款一部変更は、「株式併合の件」が承認されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。なお、本附則は当該変更をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 億 4 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 千 4 百万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。
第 8 条～第 39 条 (条文省略)	第 8 条～第 39 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 6 条 (発行可能株式総数) および第 7 条 (単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって当該変更の効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生をもって、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 27 日 (火)
 定款変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (日)

4. その他

本日別途、「株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上